

杉並区における自立支援センターの設置に向けて

杉並区自立支援センター設置に関する 検討委員会報告書

平成 16 年 9 月

目 次

1．はじめに	1
2．検討の経過	1
3．提言：杉並区における自立支援センターの設置に向けて	3
4．おわりに	5

参考資料

資料1 都区共同の路上生活者対策事業の概要	7
資料2 自立支援センターの概要	10
資料3 自立支援センター等の設置状況と設備について	12
資料4 報告書素案に関する区民意見	14
資料5 自立支援センター設置に関する検討委員会名簿	16

「自立支援センター設置に関する検討委員会」報告書

1. はじめに

自立支援センター設置に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、住居を失い公園や道路等で日常生活を営んでいる人々（以下「路上生活者」という。）の社会復帰を図るため杉並区が自立支援センターを設置するにあたり、区民理解の促進や設置に関する留意点を検討することを目的として設置された。

第1回検討委員会以降、路上生活者の現状や都区共同の路上生活者対策事業、自立支援センターの概要等について事務局から説明を受けるとともに、平成16年3月に開設した「自立支援センター渋谷寮」の視察を行い、施設の役割と効果や施設のあり方、地域との関係等について検討を進めてきた。

自立支援センターの設置に関して必要な条件整備や取り組みの方法について、当検討委員会において鋭意検討した内容を以下に報告する。

2. 検討の経過

(1) 検討の前提

都区共同の路上生活者対策事業の背景と概要、区が計画する自立支援センターの規模等については、概ね以下のとおりであった（資料1・2）。

路上生活者問題は、社会経済的要因と個人的要因が複雑に絡み合って発生する大都市特有の構造的な社会問題であり、路上生活者が集中している一部の自治体だけの努力では解決困難である。

このため東京都と特別区は共同で、路上生活者の社会復帰に向けた対策を進めてきており、杉並区も大都市東京を構成する自治体の一員として、共同事業の都区協定（平成12年7月締結、13年8月改正）に参加してきた。

その仕組みは、緊急一時保護センターにおいて路上生活者を一時的に保護し、心身の健康回復を図るとともに、就労意欲のある人に対しては次の段階として自立支援センターにおいて生活支援等を行い、本人の社会復帰への意欲を基本としながら就労自立をサポートするものである。

これまで、杉並区は区内の路上生活者を緊急一時保護センターに入所させるなどして事業を有効に活用してきたが、今後、都区協定に基づき、豊島区に開設していた豊島寮の後継施設として、自立支援センターを平成18年2月から5年間運営する責務を負っている。

区の計画する自立支援センターは、定員50～70人を想定している。

当検討委員会としても、都区協定に基づき、杉並区が大都市東京の一員として、路上生活者の自立支援のために一定の役割を果たすべきであるとの認識に立ち、上記の内容を前提として以後の検討を進めた。

ただし、概数調査によると杉並区内の路上生活者は50名弱に過ぎず、大都市共通の課題としようものの、都心部の区とは事情が異なる面がある。また、地域区民センター等で公共的空間を占拠している例などがあり、路上生活者を好ましくない存在として捉えている区民も少なくないと考えられることから、区民の理解を得るためには十分な説明と慎重な配慮が必要であることを確認した。

(2) 自立支援センターについて

自立支援センターの性格、実績等については、概ね以下のような説明を受けた(資料1・2・3)。

自立支援センターは、緊急一時保護センターの利用者で、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障のない者が入所対象となる。

入所期間は原則2か月だが、就労や居所の確保のため、必要に応じて最大4か月まで延長できる。

自立支援センターにおいては、利用者はハローワーク職員による職業相談を受けながら就職活動を行う。また、24時間職員が常駐し、門限や飲酒の制限が設けられているなど日常生活は規則的であり、これまで地域と大きなトラブルになった事例はない。

これまでの自立支援センターの実績を見ると、就職率は約80%程度、また住居も確保して退所した就労自立率は約50%程度(住込みを含む)である。

既設の自立支援センター・緊急一時保護センターの多くは、公有地等の公有地を活用しているが、既存の民間宿泊所を転用している例もある。

自立支援センターの施設建設は、東京都が行い、施設管理については、特別区が行うものとし、特別区人事・厚生事務組合(以下「特人厚」という。)が共同処理をしている。

また、運営管理は、特人厚が委託した社会福祉法人等が行っているが、運営法人は、特人厚が選定基準に基づいて選定している。

開設後は、施設の円滑な運営と地域との連携のため、地元住民、自治体、運営法人による連絡協議会等が設置されている場合が多い。

確かに、路上生活者数は全国的に増加傾向にあるものの、東京都では平成11年をピークに少しずつ減少する傾向にあり、都区共同による一連の自立支援システムが寄与しているものと認められた。

また、杉並区の福祉事務所から緊急一時保護センター・自立支援センターを経て就労自立した人たちの記録から、特に比較的路上生活期間が短い人に対して成果があがっている傾向が見られた。ただし、就労の際の保証人や住居の問題、就労後のフォローの問題など、就労自立の定着率向上に向けてさらに解決すべき課題のあることなどを確認した。

これらの討議を踏まえ、「自立支援センター渋谷寮」を視察したところ、自立支

援センターの実際をよく理解することができた。入所者は、就労意欲があり、仕事や住居の確保など適切な支援を得ることによって、一般的な市民生活を送ることができる人々である。よって、自立支援センターの設置にあたっては、隔離的な施設とならないようにすべきであるとの共通認識を得た。また、自立を支援するためには、最大4か月という短い期間であっても落ち着いた生活が保たれることが望ましく、1部屋あたりの定員数などに配慮すべきであることが確認された。

3. 提言:杉並区における自立支援センターの設置に向けて

前記の検討及び共通認識に基づき、当検討委員会は、杉並区に設置される自立支援センターについて、次のとおり提言を行う。

(1) 基本的な考え方

ひとたび路上生活に至ってしまうと、本人に社会復帰の意思があっても自力で就職することは非常に困難になる。自立支援センターは、路上生活者の社会復帰への意欲を基本としながら、就労自立の達成を支援する一時的な生活空間であり、路上生活者が再び地域社会で安定して暮らすことができるようにするために必要不可欠な施設である。

一方、路上生活者は、地域区民センター等の公共的空間を占拠しているなど、良いイメージで捉えられているわけではない。区は、路上生活者の現状と都区共同の路上生活者対策事業等について、広く区民に情報提供し理解を求め、路上生活者を生み出す社会的背景や解決の糸口をどう見出すかといった具体的な方法を、都、区民、関係団体等と共に考え、連携・協力して取り組む必要がある。

また、自立支援センター設置にあたっては、地域住民の安全・安心な生活の保持、周辺環境との調和を何よりも尊重するとともに、隔離的にならないよう地域に開かれた運営を心がけ、5年間の設置期間中、地域社会の一員として良好な地域関係を築くことを基本姿勢とするべきである。

(2) 用地選定の留意点について

想定される施設規模を充足する未利用の公有地(国、都、区有地)を活用することが現実的である。特に、都区共同事業という性格を踏まえれば、多くの既存施設と同様に都営地の活用を優先的に考えてみることも必要である。

また、自立支援センターは、5年間の時限的な施設であり、既存建物の活用が可能な場合は積極的な活用を考えるべきである。

自立支援センターの目的・性格や実態等から考えると、立地条件に厳しい制約を付ける必要はない。特に、杉並区は大半が住宅地域であり、住宅や小中学校等を避けて用地を確保することは難しい。ただし、多様な住民感情を配慮して、双方に大きなストレスを感じさせないよう、一定の空間を確保するなどの工夫が望まれる。

(3) 施設建設の留意点について

既存の自立支援センターの居室は10～12人部屋が多いが、最大4か月間という短い期間であっても、利用者のプライバシーがある程度保たれ、落ち着いて自立を目指す環境整備に配慮する必要がある。

5年間の暫定的な施設であり、経費には一定の制約があるが、可能な限り周辺環境との調和に配慮した外観とするとともに、人が生活する場に相応しい雰囲気づくりに努めるべきである。

施設の名称は、周辺住民や利用者の就職活動に配慮して、一般的な名称を通称名として付けることが望ましい。

(4) 住民説明の進め方について

区は、用地が決定したら速やかに地域住民に対して説明会等を開催し、路上生活者の現状や対策事業の必要性等を区民に的確に伝えるとともに、路上生活者と自立支援施設に対する正しい理解と認識が得られるように努めなければならない。

また、地域住民の理解を深めるとともに地域の意見・要望を施設の設置運営に反映できるよう、区は、町会・商店会・PTAを含む地域の代表者と区・都等で構成する「(仮称)設置検討協議会」を設置することが必要である。

当検討委員会の経験からみて、自立支援センターに対する理解を深めるためには、実際に既存施設を見学してもらうことが極めて有効である。区は、地域住民等を対象とした見学会を積極的に開催し、多くの区民が参加できるよう配慮すべきである。

(5) 運営法人について

区は、自立支援センターが地域住民と良好な関係を維持できるよう、運営法人の選定に際して、区及び地域住民の意向の反映に努めるべきである。

運営法人は、路上生活者問題に精通し、自立支援に意欲があり、すぐれた専門性を有すること、自立支援センターの使命を確実かつ安定的に果たせること、更に地域に対して開かれた運営方針をもっていることを要件とすべきである。

また、自立支援センターを就労自立により退所した人が、その後も仕事が続き、安定した生活を送ることができるよう、家庭訪問などによるアフターケアを充実させ、自立をより確かなものにできる運営法人が望ましい。

(6) 設置後の施設と地域との関係

施設開設時、そして、その後の運営に際して、地域の理解は欠かすことはできない。自立支援センター設置後の運営にあたっては、地域の代表者と行政、施設運営者等で構成する「(仮称)運営連絡協議会」を設置して連携を図り、地域の意見・要望を施設の運営に反映するよう努める。また、可能であれば、利用者もしくは就労自立した利用者の参加も検討すべきである。

利用者自身と地域との交流は、現実的には難しい面があるが、施設職員と地域と

の交流などにより、例えば周辺の小中学校などで子どもたちが社会福祉や職業教育、失業問題等を考えるきっかけとして貢献できることが望まれる。

4. おわりに

そもそも「路上生活者」という人がいるわけではなく、ある時期そのような状態にあったということであり、安心できて暖かい環境に置かれれば、人はプライドを取り戻し、やり直すことができる。心身ともに疲弊した路上生活者が立ち直っていくためには、そのような環境が必要である。

また、区は、路上生活者の状況を把握し、福祉事務所等において、十分な福祉・保健施策による対応を行うとともに、路上生活者が公園や地域区民センター等の公共的空間を占拠するなどの問題に対して、地域住民と区、関係団体が連携して解決を図れるような地域社会を築いていくことが大切である。

当検討委員会は、自立支援センター等の支援施設を活用して一人でも多くの路上生活者が社会復帰し、1日でも早く市民生活を営むことができ、社会的に排除されるのではなく、地域社会に受け入れられ、その人なりの安定した生活ができるようになることを強く望む。本提言に基づき、行政や区民、関係団体が連携・協力してこの難しい社会問題に取り組み、そのことを通して、より一層、豊かな地域社会が構築されることを期待する。

参 考 资 料

都区共同の路上生活者対策事業の概要

1. 都区共同事業の経緯と背景

路上生活者が増加してきた背景には、景気の低迷と産業構造の変化、家族や地域における人間関係の希薄化があげられます。

特に東京のような大都市では、それらの変化は地方に比べて先鋭化しており、また、利便性や匿名性の高いことなどから路上生活者が集中しています。路上生活者問題は個人的要因と社会経済的要因が複雑に絡み合って発生する大都市特有の構造的な社会問題であるといえます。

平成6年以降、東京都と特別区は、大都市東京における共通課題として路上生活者対策について検討し、それまでの応急援護中心の対応から一歩進め、路上生活者の社会復帰に向けて、総合的視点にたった対策を進めていくこととし、12年7月には、「路上生活者対策事業に係る都区協定書」(13年8月改正)を結びました。

具体的には、都と23区が一体となって、就労、居住、保健医療などの多分野にわたる総合的な対策に取り組むこと、特に路上生活者の自助努力を基本に自立のための一貫した支援システムを構築していくこととしています。

杉並区は、路上生活者が集中している都心区とは実情が異なる面もありますが、大都市東京を構成する自治体の一員として、この問題に対して共同で取り組み、一定の役割を果たす責務があると認識し、都区協定に参加しています。

平成14年8月、国はようやく「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を施行しました。都と特別区は、国の責務として総合的な対策と財政負担措置を講じることを求めながら、自立支援システムの充実に取り組んでいます。

2. 自立支援システムの概要

(1) 3段階の自立支援事業

< 緊急一時保護センター > (第一段階)

- ・特別区内の路上生活者を対象者に宿所と食事の提供、生活相談及び指導、健康診断などを行うことにより、一時的な保護と心身の健康回復を図る。
- ・利用者の意欲、能力、希望等を総合的に評価(アセスメント)し、実状に合わせた社会復帰への支援を行う。

< 自立支援センター > (第二段階)

- ・原則として、緊急一時保護事業利用者で、就労意欲があり、心身の状態が就労に支障がないと認められる者を利用対象者とする。
- ・宿所と食事等の提供、生活・健康・職業・住宅等の相談及び指導などを行うことにより、利用者の就労による自立を支援する。

<グループホーム> (第三段階)

- ・原則として、自立支援センター等の利用者で、引き続き、社会生活に関する相談、助言、指導などの生活援助を行う必要が認められる生活保護受給者を対象とする。

(2) 設置の考え方と順番

- ・自立支援センターと緊急一時保護センターを23区の5つのブロックに1所ずつ設置する。
- ・設置の順番は、各ブロックとも平成12年8月の概数調査で、路上生活者の多い順から設置し、施設の運営期間は、5年間とする。

(3) 費用の負担

- ・施設の設置・管理、事業の実施に要する費用は、国庫補助額を除いた額について、東京都と特別区でそれぞれ2分の1ずつ負担する。
- ・特別区の負担は、均等とする。
平成15年度の事業対象経費、約14億円のうち国庫補助額が約4億円、東京都と特別区の負担はそれぞれ約5億円で、各区の負担は約2,200万円ずつとなっています。

(4) 協議会の設置

- ・施設の管理、事業の実施を円滑に行うため、東京都、特別区、特別区人事厚生事務組合により、「路上生活者対策事業運営協議会」を設置する。

3. 緊急一時保護センター、自立支援センターの実績

(1) 緊急一時保護センター利用実績(13年12月～16年3月)

入所者累計	6,836名
退所者累計	6,563名
自立支援センター入所者累計	2,820名

既設2カ所合計
(大田・板橋)

(2) 自立支援センター利用実績(13年4月～16年3月)

入所者累計 A	退所者累計 B	就職者実人員 C (就職率 C/A)	就労自立者数 D (自立率 D/B)		就労自立実績 既設4カ所合計 (台東・新宿・ 豊島・墨田)
			住宅確保	住込み等	
3,815名	3,534名	3,065名 (80%)	1,124名 (31%)	696名 (20%)	1,820名 (51%)

自立支援センター入所者の8割が就職し、5割が就労自立しています。とりわけ、移動型の路上生活期間の短い、路上生活者の自立支援に有効であると言われており、ここ数年、23区の路上生活者数は、5,500人前後にとどまっています。

[就労自立率の推移]

H13年4月末 34% H14年3月末 47% H16年3月末 51%

4. 自立支援施設設置計画と設置状況一覧

(自立 = 自立支援センター (緊急 = 緊急一時保護センター (平成16年9月現在)

設置順位	第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック	第5ブロック
第1順位 (自立)	新宿	台東	渋谷	豊島	墨田
定員(計375人)	46人	87人	72人	70人	100人
開設年月	12年11月	12年11月	16年03月	13年04月	14年02月
第2順位 (緊急)	千代田	荒川	大田	板橋	江戸川
定員(計510人)			300人	100人	110人
開設年月	住民説明中	建設中	13年11月	15年03月	16年03月
第3順位 (自立)	中央	北	品川	杉並	葛飾
定員				50~70人	
開設年(予定)	17年	17年	21年	18年02月	19年
第4順位(緊急)	港	文京	世田谷	練馬	江東
第5順位(自立)			目黒	中野	足立

平成16年3月、自立支援センターでは、1人あたり3.3㎡の居室面積を確保するため、定員数が減少しました。

自立支援センターの概要

1. 自立支援センターの利用について

(1) 利用対象者

緊急一時保護センターの利用者で、アセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められた方が自立支援センターに入所します。

(2) 利用期間

原則として2ヵ月間。ただし、現に就労活動を行っていて就労の可能性のある者は1ヵ月に限り延長可能です。また、就労中の者で直ちに居所の確保が困難な者は概ね1ヵ月延長可能です。

2. 自立支援センターでの自立支援

(1) 自立支援プログラムの作成

自立支援センターでは、利用者個々の状況に応じて問題点を明確化して「自立支援プログラム」を作成し、利用者が職員と相談しながら地域社会の一員として生活していくための支援を行います。内容は、次の3項目です。

生活支援プログラム

健康の回復と就労するための心身のリハビリを中心に施設生活を円滑に送るための援助を行います。

就労支援プログラム

年齢、資格、希望する職業を基に、現在の求人状況や適した労働条件などを参考にして、職業相談を実施します。また、厚生労働省の所管する技能講習事業を導入し、資格や免許の取得、技能の修得により職域の拡大を図ります。

社会生活支援プログラム

アパート等で今後生活していくことを想定し、毎日の就労と衣食住の必要事項や地域で生活する上で利用できる社会資源などを相談していきます。

(2) アフターケア

平成16年4月からは、自立支援センターから自立した方を訪問して相談などを受けるアフターケア事業を実施しています。

(3) 入所から自立生活まで

1ヶ月目	<ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック ・医療相談（全員） ・保証人の確保への取り組み ・職安登録（入所日に実施） ・住民登録（全員が対象） ・求職から就労開始
2ヶ月目	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した就労 ・住込み又は住宅確保 ・給与の貯蓄 ・自立
3ヶ月目 （求職中）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保に向けての活動 ・保証人の確保
4ヶ月目 （就労中）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保 ・自立
自立後	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問相談支援

3. 自立支援センターでの処遇内容

- (1)宿所の提供 食事の提供（1日3食）、下着・日用品類の支給、入浴など
(2)現金の支給 日用品費、求職交通費、就労支度金・転宅経費等の一部補助
施設利用にあたっての利用者の負担はありません。
ただし、通勤のための交通費やアパート確保のための費用は原則として自己負担（一部補助あり）となります。

(3)日課表

07:15	朝食
09:00	職業相談、生活相談、就労活動、住宅相談、通院
12:00	昼食
13:00	職業相談、生活相談、就労活動、住宅相談、通院
18:00	入浴（毎日21:00まで）
18:30	夕食（外出時間は18:00まで）
22:00	消灯（娯楽室の利用時間は22:00まで）

4. 自立支援センター設置の役割分担

- (1)設置場所 設置区で用地選定を行い、東京都と共同で住民説明を実施します。
(2)施設建設 東京都が行います。
(3)施設管理 特別区人事・厚生事務組合が共同処理します。
(4)施設運営 特別区人事・厚生事務組合が委託した社会福祉法人等が運営します。
なお、多くの場合、施設の円滑な設置・運営を図るため、地域の代表者、施設・都区職員などで構成する連絡協議会を設置しています。
(5)費用負担 国からの補助金を除き、東京都と特別区がそれぞれ2分の1ずつ負担します。特別区は、23区が均等に負担します。

5. 自立支援センターの規模と職員配置等

- (1)規模 居室スペース：1人あたり3.3㎡以上
共用スペース：相談室、食堂、浴室、トイレ、洗濯室、事務室等
(2)定員 おおむね50人以上（杉並区では、定員70人の豊島寮を引継ぐため、定員50～70人、敷地面積700～1000㎡を想定）
(3)職員配置 施設長： 1
事務員： 1
生活指導員：5（アフターケア要員含む）
生活相談員：2（非常勤） 職業相談員：3（職安派遣）
嘱託医： 1（非常勤） 住宅相談員：1（非常勤）
看護師： 1（非常勤） その他 （作業員、宿直員）
職員配置は、定員70人の豊島寮の例
(4)職員体制 夜間（21:30まで）、土日祝日も相談職員が常駐しています。
また、職員1名と宿直員1名が宿直し、緊急時に備えています。

自立支援センター等の設置状況と設備について

1. 設置状況

(平成16年9月現在)

設置順位等	第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック	第5ブロック
第1順位 自立支援センター	新宿	台東	渋谷	豊島	墨田
開設年月	12年11月	12年11月	16年03月	13年04月	14年02月
定員	46人	87人	72人	70人	100人
用地等の状況	民間ビル	都有地 (建設局)	区有地	民間ビル	都有地 (財務局)
土地面積	—————	1,210㎡	473㎡	—————	1,900㎡
構造・延床面積	3階建ビルの一部 延床611㎡	プレハブ2階建 延床760㎡	プレハブ3階建 延床744㎡	7階建ビル 延床420㎡	プレハブ2階建 延床987㎡
運営法人	社会福祉法人 有隣協会	社会福祉法人 東京援護協会	社会福祉法人 有隣協会	中高年事業団 やまて企業組合	社会福祉法人 厚生会
経過等	民間が運営する 宿泊所の一部を 借上げて設置	都立公園駐車場の 一部に設置	国から区に譲渡 された道路予定 地に設置	民間が運営する 宿泊所を借上げ て設置	都から借用して いた土地の一部 に設置
第2順位 緊急一時保護センター	千代田	荒川	大田	板橋	江戸川
開設年月	住民説明中	建設中	13年11月	15年03月	16年03月
定員		82人(予定)	300人	100人	110人
用地等の状況		区有地	都有地 (福祉保健局)	都有地 (福祉保健局)	都有地 (下水道局)
土地面積		940㎡	7,289㎡	1,352㎡	2,253㎡
構造・延床面積		プレハブ2階建 延床850㎡	プレハブ4棟 延床2,111㎡	プレハブ2階建 延床997㎡	プレハブ2階建 延床1,100㎡
運営法人			社会福祉法人 有隣協会	社会福祉法人 東京援護協会	社会福祉法人 新栄会
経過等			福祉保健局施設 を改修して設置	清掃事業所跡地 に設置	下水道局用地の 一部に設置

2. 自立支援センターの設備について

(1) 基本的な設備構成

生活室（居室） 相談室 医務室 娯楽室 食堂 浴室 便所
洗面所 事務室 会議室 宿直室 その他事業の実施に必要な設備

(2) 生活室の状況

施設名	新宿寮	台東寮	渋谷寮	豊島寮	墨田寮
規模	3～4人部屋	7～10人部屋	10～16人部屋	各階16～18人	10人部屋
室数	14室	9室	6室	4フロア	10室

生活室の定員は、一人あたり3.3㎡を最低基準として定めている。

[写真：渋谷区の自立支援センター（外観と食堂に張り出された求人情報）]



3. 設備に関する基準について(参考)

(社会福祉法に定める第二種社会福祉事業の「宿泊所」に関する東京都のガイドライン「宿泊所設置運営指導指針」(東京都福祉保健局、16年1月7日改正)より抜粋)
設備面に関する基準

- (1) 建物は耐火建築物又は準耐火建築物であるなど建築基準法を遵守すること。
- (2) 居室の床面積は収納設備等を除き、一人当たり3.3㎡を最低の基準とし、一人当たり4.95㎡以上となるよう居室の整備に努めること。
- (3) 居室はプライバシーが守られるよう、環境整備に配慮すること。
- (4) 個室の場合は、4.95㎡以上とし、硬質の壁で区切り、かつ、採光、照明、換気など独立した生活を営むためにふさわしい設備を整備すること。
- (5) 居室を地階に設けないこと。
- (6) 談話室、相談室を整備すること。相談室を談話室と兼用する場合はプライバシーが守られるよう配慮すること。
- (7) 食事を提供する場合は食堂を設置すること。
- (8) 浴室は定員に見合った広さを確保すること。洗面所、トイレは居室のある各階に定員に見合った数を設置すること。
- (9) 避難誘導灯・避難口及び避難通路を整備し、利用者の安全を確保を図ること。
また、消火器及び避難器具等を設置するなど消防法を遵守すること。

自立支援センター設置に関する検討委員会報告書素案に関する区民意見

意見募集期間：平成16年8月11日～8月25日
素案の周知方法：広報すぎなみ8月11日号に素案概要と意見募集を掲載。 区ホームページに素案全文掲載。 閲覧用素案の設置＝保健福祉部管理課、区政資料室、福祉事務所、 図書館、区民事務所(分室)、駅前事務所
区民意見の件数：全7件
内 訳：区民6人、区内在勤1人 意見用紙・手紙6件、ホームページ掲示板1件

	区 民 意 見 要 旨	検討委員会の考え方
A 総合的 な 意 見	<p>だれか助けてあげてほしいと思っていた。やる気があり、一日でも早く立ち直りたいと望んでいる方にはぜひチャンスを与えてほしい。期待しています。</p> <p>長年、路上生活者の支援を行ってきた経験から行政の対応に限界があることも知っているが、素案は評価できるものです。検討委員会の前向きな取り組みに敬意を表し、ぜひ実現するように区民の一人として協力したい。</p> <p>自立支援センターが万能薬でも特効薬でもないことは、野宿者を含む関係者は承知のことで、だから利用しない人もいる。「入所者は就労意欲がある」が、「入所しない人は就労意欲がない」という誤解に結びつかないようにしてほしい。</p>	<p>素案でお示したとおり、自立支援センターは、本人の意欲を基本に就労自立を支援するための一時的な生活空間であり、路上生活者の社会復帰のために必要不可欠な施設です。当検討委員会は、自立支援センターを活用して一人でも多くの路上生活者が社会復帰し、1日でも早く市民生活を営むことができるようになることを強く望みます。</p> <p>本提言に基づき、行政や区民、関係団体が連携・協力してこの難しい社会問題に取り組み、このことを通して、より一層、豊かな地域社会が構築されることを期待するものです。</p>
B 用 地 ・ 住 民 説 明	<p>設置期間が5年と限られている施設であるため、建設費とランニングコストを最小限にする観点だけでなく、環境、資源保護(建設廃材の抑制)、既存施設活用も考慮に入れてほしい。</p> <p>施設設置の形態としては、既存公共施設の時限的転用、民間既存施設の借上げ、プレハブ建設の順に検討してほしい。</p>	<p>素案でお示したとおり、自立支援センターは、5年間の時限的な施設であり、既存建物の活用が可能な場合は積極的な活用を考えるべきです。</p> <p>また、区は、用地が決定したら速やかに地域住民に対して説明会等を開催し、路上生活者の現状や対策事業の必要性等を区民に的</p>

	<p>総論(主旨)には賛成です。立地場所が決まったら、「情報を開示・公正性・透明性」の原則に則って正確に広報し、関係する近隣住民などの意見を聞き、修正も厭わずに、最終案にまとめて実施してほしい。</p> <p>決まった以上は「強引にやる」という進め方ではなく、お互いが我慢する妥協の中に「皆が一定の満足(不満があっても)ができる」結果が得られると思う。</p> <p>大規模団地の土地利用の一環として、福祉施設、防災施設などを提案します。区民として協力していきたい。</p>	<p>確に伝えるとともに、路上生活者と自立支援施設に対する正しい理解と認識が得られるように努めるべきです。</p> <p>地域の意見・要望を施設の設置運営に反映できるよう地域の代表者と区・都等で構成する「(仮称)設置検討協議会」を設置することが必要です。</p>
<p>C 施設 の 運 営</p>	<p>運営面において、極力開かれたものとしてほしい。地域から隔離しない施設というのは大切だと思う。</p> <p>運営団体はなるべく支援者に近い方々が望ましい。地域と交流する仲立ちができるとういと思う。</p> <p>利用者にトラブルが発生したときのために、相談窓口や担当ワーカーの必要性を感じる。この部分に地域の支援団体の相談経験者を活用することができるのではないか。</p> <p>自立支援センターを利用した方の失敗談などを聞いた経験から、次のことを提案します。 ・職業適性テスト(無理な就職では長続きしない)・カウンセリング・法律相談(借金の問題)・医療相談(アルコール依存症や糖尿病)・保証人の説明などの実施。</p> <p>「本日の入所者 名、現在 名利用中」といった表示があると、動きが分かって関心をもってもらえるかもしれない。</p> <p>私は、区内の支援団体に所属していますが、「(仮称)運営連絡協議会」に参加の余地を作してほしい。</p> <p>杉並にも長期間住みついている人たちが居るので、入所者ではなくても気軽に立ちよって、お風呂や洗濯に利用できると助かると思う。</p>	<p>素案でお示したとおり、自立支援センター設置にあたっては、地域住民の安全・安心、周辺環境との調和を尊重するとともに、隔離的にならないよう、地域に開かれた運営に心がける必要があります。</p> <p>また、区は、運営法人の選定に際して、区と地域住民の意向の反映に努めるべきです。路上生活者の自立支援に意欲があり、すぐれた専門性を有するとともに、アフターケアを通じて自立をより確かなものにできる運営法人が望まれます。</p> <p>なお、設置後の運営にあたっては、地域の代表者と行政、施設運営者等で構成する「(仮称)運営連絡協議会」を設置することが必要です。地域への情報提供や施設の運営に関する様々な問題については、施設の設置目的等を踏まえながら同協議会で協議されるべき問題と考えています。</p>

自立支援センター設置に関する検討委員会名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委員 長	山 田 知 子	大 正 大 学 人 間 学 部 教 授
副委員 長	柴 田 純 一	中 部 学 院 大 学 人 間 福 祉 学 部 助 教 授
委 員	高 橋 新 一 郎	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 協 議 会 会 長
委 員	武 田 富 乃	町 会 連 合 会 常 任 理 事
委 員	夏 目 政 之	町 会 連 合 会 監 事
委 員	鈴 木 定 雄	商 店 会 連 合 会 常 任 理 事
委 員	内 田 寿 子	小 学 校 P T A 連 合 協 議 会 副 会 長
委 員	都 築 准 子	中 学 校 P T A 協 議 会 実 行 委 員
委 員	小 林 幸 男	東 京 都 福 祉 保 健 局 生 活 福 祉 部 副 参 事
委 員	小 林 英 雄	保 健 福 祉 部 長
委 員	菊 池 律	都 市 整 備 部 都 市 計 画 課 長

敬称略

「杉並区における自立支援センターの設置に向けて」
杉並区自立支援センター設置に関する検討委員会報告書

平成 16 年 9 月

杉並区自立支援センター設置に関する検討委員会

事務局：杉並区保健福祉部管理課
〒166-8570
杉並区阿佐谷南 1 - 1 5 - 1
電話 03-3312-2111（代表）

登録印刷物番号

1 6 - 0 1 0 1

この印刷物は古紙配合 100%再生紙を使用しています。